



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 14 日 (月曜日) 第 164 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 県税の期限の延長の期日の指定…………… (税務課) 1
- 民有林の保安林の指定解除…………… (自然環境課) 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1

公 告

- 入会林野整備計画の認可…………… (山村・材振興課) 1
- 地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 1
- 土地改良区の定款変更の認可 (3件) …… (農村整備課) 1
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 2
- 公共測量の実施の通知 (2件) …… (管理課) 2

病院局企業管理規程

- 県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2

告 示

宮崎県告示第 975号

令和 2 年宮崎県告示第 663号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和 2 年 7 月 4 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に到来するものについて、令和 3 年 2 月 1 日とする。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 976号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除に係る民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口 5695-1・5696 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 977号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 2020-1	株式会社 ビズ代表 取締役横 田直樹	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字道具小路 1150 番 2	4.06	34.90	令和 2 年 12 月 1 日
			4.08		

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和 41 年法律第 126 号) 第 11 条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 名称
下小原西山共有林入会林野整備組合
- 事務所の所在地
西臼杵郡日之影町大字分城 743 番地 1
- 代表者の住所及び氏名
西臼杵郡日之影町大字分城 743 番地 1
拔屋博信

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
串間市	串間市大字大平

- 調査期間

令和 2 年 8 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、上寺土地改良区 (高千穂町) から令和 2 年 11 月 20 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、東岸寺土地改良区 (高千穂町) から令和 2 年 11 月 20 日付けで申請

のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、日向土地改良区（高千穂町）から令和 2 年 11 月 20 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
東 水 流	都城市	経営体育成基盤整備事業	令和元年 6 月 6 日
上 下 水 流	都城市	県営ため池等整備事業（用排水施設整備）	令和 2 年 2 月 13 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
宮崎県の一部
- 3 作業期間
令和 2 年 9 月 16 日から令和 3 年 2 月 26 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（UAV レーザ測量）
- 2 作業地域
熊本県上益城郡山都町（県境）から宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所までの一部
- 3 作業期間
令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 22 日まで

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 2 年 12 月 14 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 14 号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 3 条関係）					別表（第 3 条関係）				
区 分	単 位	金 額	備 考		区 分	単 位	金 額	備 考	
[略]					[略]				
2 初診 加算料	県立宮崎病院	1 件につ き	2,778 円	「分娩 等に係 る初診 」とは 、助産 に係る 資産の 譲渡等 に該当 する初 診をい う。	2 初診 加算料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1 件につ き	4,630 円	「分娩 等に係 る初診 」とは 、助産 に係る 資産の 譲渡等 に該当 する初 診をい う。
		分娩等 に係る 初診	3,055 円		分娩等 に係る 初診			5,093 円	
		その他 の初診 （医師 による 場合） その他 の初診 （歯科 医師に よる場 合）	1,833 円		その他 の初診 （医師 による 場合） その他 の初診 （歯科 医師に よる場 合）			3,055 円	

	県立延岡病院及 び県立日南病院	1 件につ き 分娩等 に係る 初診 その他 の初診 (医師 による 場合) その他 の初診 (歯科 医師に よる場 合)	4,630円						
			5,093円						
			3,055円						
3 再診 加算料	県立延岡病院及 び県立日南病院	[略]			3 再診 加算料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	[略]		
[略]					[略]				

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

--	--